

災害時等における物資の供給等に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と川上産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達、供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生又は発生するおそれがある時において、甲が乙の協力を得て行う必要な物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時等に物資の調達を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に発注する物資の種類は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1）プチプチ原反シート
- （2）その他乙の取扱商品

（協力要請）

第4条 甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し、業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、協力の要請を行うものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

2 乙は、運搬終了後、速やかにその実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費は、災害時直前の価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

(平常時の協力)

第9条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

(報告)

第10条 甲と乙は、この協定にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに報告するものとし、変更があった場合には直ちにその旨を報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対し異議の申立てがないときは、更に1年間延長され、以後この例による。

(事業所運営)

第12条 この協定に基づく甲の物資調達等の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保管するものとする。

令和2年8月26日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久 喜 市

久 喜 市 長

東京都千代田区五番町6番地2

乙 川上産業株式会社

代表取締役